

議案第68号

みよし市部設置条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和4年11月30日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、行政組織の見直しのため必要があるからである。

みよし市部設置条例の一部を改正する条例

みよし市部設置条例(平成18年三好町条例第55号)の一部を次のように改正する。

第1条中「政策推進部」を「経営企画部」に、「総務部」を「総務部」に、「市民協働部」

「子育て健康部」を「こども未来部」に改める。
環境経済部」を「市民経済部」

第2条第1項中「政策推進部」を「経営企画部」に改め、同項第4号中「行政改革」を「行政経営」に改め、同項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 儀式に関する事項

第2条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、第7号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 地域活動の支援に関する事項

第2条第2項第8号中「に属さない」を「の所管に属しない事項の調整に関する」に改め、同号を同項第11号とし、同項第7号の次に次の3号を加える。

(8) 地域自治に関する事項

(9) 協働のまちづくりに関する事項

(10) 男女共同参画社会に関する事項

第2条第3項を削り、同条第4項に次の1号を加える。

(4) 保健衛生に関する事項

第2条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「子育て健康部」を「こども未来部」に改め、同項第1号中「少子化対策及び子育て支援」を「こどもに関する総合的な施策」に改め、同項第4号中「保健指導及び保健予防」を「母子保健」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 少子化対策に関する事項

第2条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「環境経済部」を「市民経済部」に改め、同項中第7号を削り、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 緑化及び緑花に関する事項

第2条第6項に次の4号を加える。

- (8) 公営住宅に関する事項
- (9) 戸籍及び住民基本台帳に関する事項
- (10) 住民相談に関する事項
- (11) 税の賦課及び徴収に関する事項

第2条第6項を同条第5項とし、同条第7項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同項を同条第6項とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

みよし市部設置条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p><u>経営企画部</u></p> <p><u>総務部</u></p> <p>福祉部</p> <p><u>こども未来部</u></p> <p><u>市民経済部</u></p> <p>都市建設部</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 <u>経営企画部</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>行政経営に関する事項</u></p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>(7) <u>儀式に関する事項</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>2 総務部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>地域活動の支援に関する事項</u></p> <p>(8) <u>地域自治に関する事項</u></p> <p>(9) <u>協働のまちづくりに関する事項</u></p> <p>(10) <u>男女共同参画社会に関する事項</u></p> <p>(11) <u>他の部の所管に属しない事項の調整に関する事項</u></p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 同左</p> <p><u>政策推進部</u></p> <p><u>総務部</u></p> <p><u>市民協働部</u></p> <p>福祉部</p> <p><u>子育て健康部</u></p> <p><u>環境経済部</u></p> <p>都市建設部</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 <u>政策推進部</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>行政改革に関する事項</u></p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>2 同左</p> <p>(1) <u>儀式に関する事項</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) <u>他の部に属さない事項</u></p>

みよし市部設置条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>3 福祉部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>保健衛生に関する事項</u></p> <p>4 <u>こども未来部</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>こどもに関する総合的な施策に関する事項</u></p> <p>(2) <u>少子化対策に関する事項</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>母子保健に関する事項</u></p> <p>5 <u>市民経済部</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>緑化及び緑花に関する事項</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) <u>公営住宅に関する事項</u></p> <p>(9) <u>戸籍及び住民基本台帳に関する事項</u></p> <p>(10) <u>住民相談に関する事項</u></p> <p>(11) <u>税の賦課及び徴収に関する事項</u></p> <p>6 都市建設部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p>	<p>3 <u>市民協働部の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>戸籍及び住民基本台帳に関する事項</u></p> <p>(2) <u>住民相談に関する事項</u></p> <p>(3) <u>税の賦課及び徴収に関する事項</u></p> <p>(4) <u>地域活動の支援に関する事項</u></p> <p>(5) <u>地域自治に関する事項</u></p> <p>(6) <u>協働のまちづくりに関する事項</u></p> <p>(7) <u>男女共同参画社会に関する事項</u></p> <p>4 同左</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>5 <u>子育て健康部の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>少子化対策及び子育て支援に関する事項</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>保健指導及び保健予防に関する事項</u></p> <p>6 <u>環境経済部の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>緑化及び緑花に関する事項</u></p> <p>7 同左</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>公営住宅に関する事項</u></p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p>